

実施要領第 6 に定める要件

設備種別	要件										
太陽光発電設備	<p>1 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの。</p> <p>2 次の数値のうちのいずれかが 10 kW未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて 10 kW未満であること。</p> <p>① 太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格（以下、J I S という。）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、I E C 等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点以下 2 桁未満は切り捨てる。）。</p> <p>② パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力は J I S に基づく。kW表示とする。）。</p> <p>3 下記性能を満たし、かつ、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであるもの。</p> <p>(1) 太陽電池モジュールの変換効率が、下表に定める値以上であるもの。</p> <table border="1" data-bbox="459 969 1441 1189"> <thead> <tr> <th>太陽電池セルの種類</th> <th>太陽電池モジュールの変換効率基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリコン単結晶系</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン多結晶系</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>化合物系</td> <td>12.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの。</p> <p>(3) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。</p> <p>ア 太陽電池モジュールの公称最大出力の 80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後 10 年以上保証されていること。</p> <p>イ メーカー等による太陽光発電設備の設置後のメンテナンス体制が用意されていること。</p> <p>4 製造工程等（サプライチェーン含む）において人権に配慮し、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和 4 年 9 月ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）」を遵守して製造されたシステムであること。</p>	太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの変換効率基準	シリコン単結晶系	16.0%	シリコン多結晶系	15.0%	シリコン薄膜系	8.5%	化合物系	12.0%
太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの変換効率基準										
シリコン単結晶系	16.0%										
シリコン多結晶系	15.0%										
シリコン薄膜系	8.5%										
化合物系	12.0%										
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定したもの。										
家庭用蓄電池	<p>1 V2H以外 国の子育てグリーン住宅支援事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。</p> <p>2 V2H（ヴァイクル・トゥ・ホーム） 国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の対象となる設備となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。</p>										

設備種別	要件
家庭用太陽熱利用設備	<p>国の子育てグリーン住宅支援事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。</p>
家庭用ヒートポンプ式電気給湯器	
家庭用潜熱回収型給湯器（ガス、石油）	
開口部の断熱化工事（内窓又は複層ガラス設置、外窓交換、ドア交換）	
断熱化工事（外壁、屋根、天井、床、高断熱浴槽）	
省エネ化工事（冷暖房設備等）	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置する機器の統一省エネラベルにおける多段階評価が5つ星であるもの。 2 LED照明器具（電池を電源とするもの、LEDと蛍光灯が一体となっているものは対象外） 3 節水型トイレ（国の子育てグリーン住宅支援事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。）